

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第81号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成24年2月29日 12時30分ごろ
発生場所	島根県海士町知々井岬南方沖 知々井岬灯台から真方位177° 8.5海里（M）付近 （概位 北緯35° 56.0′ 東経133° 09.7′）
事故等調査の経過	平成24年5月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八 ^{きょうこう} 共幸丸、11トン
船舶番号、船舶所有者等	SN2-2261（漁船登録番号）、有限会社共幸水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機シリンダブロックのシリンダライナ取付け棚部に亀裂
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、主機を回転数毎分1,700として速力約15ノットで南南東進中、平成24年2月29日12時30分ごろ、知々井岬灯台から真方位177° 8.5M付近において、主機の冷却水高温警報が作動した。 本船は、警報がリセットできる速力まで減速し、自力航行して島根県松江市所在の造船所に到着した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3 海象：海上 平穏
その他の事項	主機は、長期間にわたり、過負荷運転、急激な発停及び加減速が繰り返されていた。 主機を開放して点検したところ、シリンダブロック、シリンダライナ及びシリンダヘッドに亀裂を生じていることが判明した。 主機の冷却水高温警報は、98℃で作動するようになっていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、知々井岬南方沖を南南東進中、主機のシリンダブロック、シリンダライナ及びシリンダヘッドに亀裂を生じたことから、燃焼ガスが冷却水側に漏えいして冷却水の高温度警報が作動し、主機の通常運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。 主機は、長期間にわたり、過負荷運転、発停及び加減速が繰り返さ

	<p>れていたため、シリンダブロック、シリンダライナ及びシリンダヘッドに過大な熱負荷がかかって亀裂を生じた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、知々井岬南方沖を南南東進中、主機のシリンダブロック、シリンダライナ及びシリンダヘッドに亀裂を生じたため、燃焼ガスが冷却水側に漏えいして冷却水の高温度警報が作動し、主機の通常運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の運転に際しては、過負荷運転、急激な発停及び加減速を行わないこと。